

不登校児童生徒に対する学びの継続支援事業

心の支援課

1 事業目的

不登校児童生徒の学習機会を確保し、社会的自立に向けた支援のため、市町村と連携した支援体制の構築と、学校以外の場における学習等を評価する仕組みを構築する。

2 事業内容

(1) 教育支援センター機能拡充の取組（4市町教委への委託）

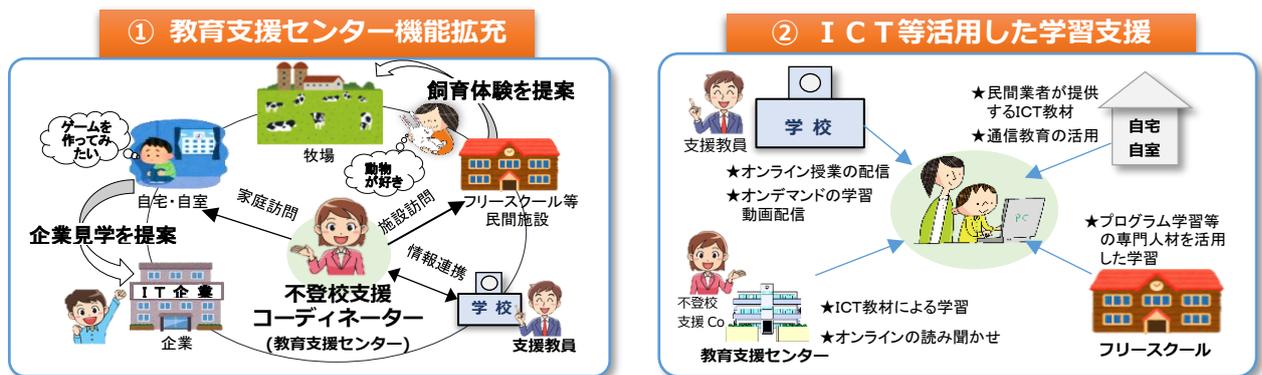
○不登校支援コーディネーター※を配置し、アウトリーチによる支援を実施

- ・家庭やフリースクール等、不登校児童生徒の居場所を訪問し実態を把握
- ・不登校児童生徒のニーズに応じた学習や体験活動等の企画・提案 等
(委託先4市町：小諸市・千曲市・安曇野市・松川町)

(2) ICT等活用した学習支援（一人一台端末を活用した取組）

○不登校児童生徒のニーズに合った多様な学習支援の実施

- ・不登校児童生徒の居場所（相談室、自宅、民間施設等）へのオンライン授業の配信等
- ・タブレット端末を活用した学習支援 等



※不登校支援コーディネーター：教育支援センター指導員が兼務するなど市町村の実態に応じて配置

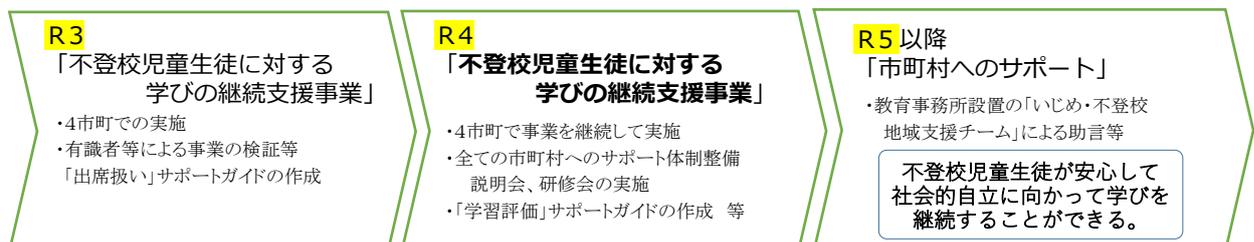
(3) 市町村へのサポート体制整備

- ・市町村教育委員会を対象とした支援の仕組みづくりに関する説明会開催（5/13, 11/22）
- ・市町村が配置する不登校支援コーディネーター等を対象とした育成研修会の開催
- ・教育事務所の「いじめ・不登校地域支援チーム」による市町村のサポート体制を整備

(4) 「令和4年度不登校児童生徒等への学びの継続支援に関する懇談会」を設置し、学習評価の在り方等を検討

- ・不登校児童生徒の学校以外の場における学びの学習評価の在り方等を検討、サポートガイドを作成

3 めざす姿



4 令和4年度予算額 3,497千円（国補1/3 1,165千円、一般財源2,332千円）

令和4年度不登校児童生徒に対する学びの継続支援事業

推進計画

	学びの継続支援に関する懇談会	委託事業	市町村へのサポート等
3月		・文科省事業申請 ・内示	
4月	・委員への依頼	事業連絡会 (4/11・12・13)	
5月	・開催通知	事業委託契約 (小諸市, 松川町, 安曇野市, 千曲市) ○不登校支援コーディネーターの取組 ＜アウトリーチ支援の実践＞ ・家庭訪問、施設訪問、相談支援 ・教委と連携した体験活動の企画・実施 ・ICTを活用した学習支援の計画 等	市町村教委への支援の 仕組みづくり説明会① (5/13)
6月		○学校と連携した学びの支援の仕組み ＜ICT活用による学習支援＞ ・多様な学びの場へのオンライン学習支援 (校内相談室、自宅、民間施設等) ・ICT 活用における学習の評価 等	・「はばたき」の紹介・説明 ・4市町の取組紹介 ・支援の仕組みづくりに向けた今後の取組の情報交換 等
7月	第1回 委員会 (6/30) ＜課題の整理＞		
8月		事業中間報告会 (8/30) ※4市町合同	○取組状況の視察
9月	・素案事前送付	○取組状況の視察	
10月	第2回 委員会 (10/17) ＜サポートガイド Vol2 (素案) 不登校児童生徒の学習評価等＞	○当事者アンケート (支援対象児童生徒等)	市町村教委への支援の 仕組みづくり説明会② (11/22)
11月			・仕組みづくり 実践発表 ・市町村における仕組みづくりに向けた課題の確認、情報共有 ・県のサポート体制について
12月		事業最終報告会 (1/26) ※4市町合同	
1月			
2月	・成案事前送付 第3回 委員会 (2/9) ＜サポートガイド Vol2 (成案) ＞	・事業委託完了	
3月		・文科省補助事業報告書	

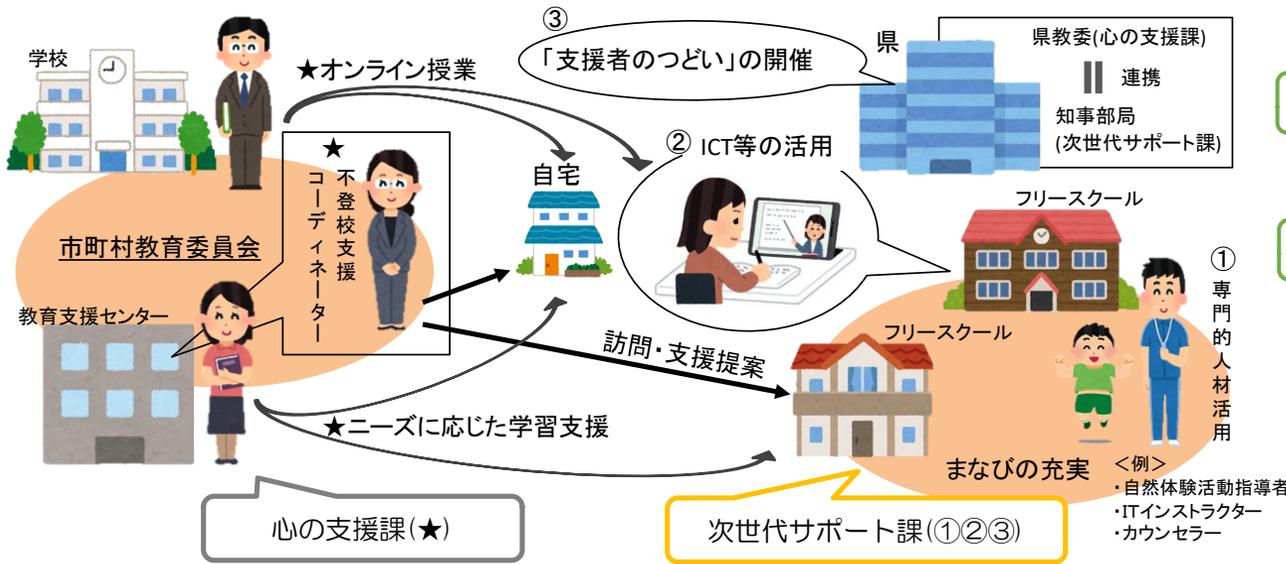
○「はばたき～不登校児童生徒のサポートガイド」(Vol,2) を市町村・学校・民間施設等へ発出

令和 4 年度不登校児童生徒に対する学びの継続支援事業
「第 1 回 市町村教育委員会への支援の仕組みづくり説明会」実施報告

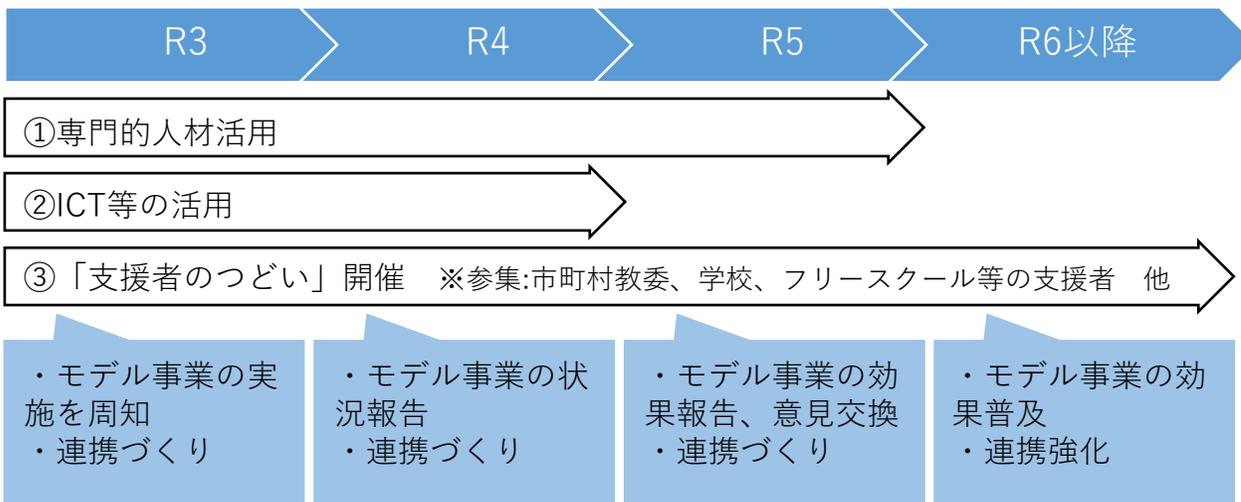
心の支援課

- 1 実施日時 令和 4 年 5 月 13 日（金）14：00～16：00
- 2 実施方法 オンライン開催
- 3 参加市町村数 61 市町村
参加者の構成 … <市町村>教育長、教育委員会指導主事、担当課長係長等
<県>教育事務所生徒指導専門指導員、教育事務所いじめ・不登校相談員
- 4 内容
 - 心の支援課より説明 … 不登校児童生徒の学びのサポートガイド「はばたき」（Vol.1）について
 - 実践発表 … 多様な学びの機会を保障する仕組みの事例（安曇野市、松川町、小諸市、千曲市）
 - グループワーク ※ 1 グループ 4 ～ 5 市町村
 - <論点 1> 不登校児童生徒の「学校外での学び」への支援の仕組みづくりの現状
 - <論点 2> 『はばたき』 4 事例を踏まえ、・仕組みづくりとして取り組みたい内容等
- 5 「多様な学びの仕組みづくり」市町村における本年度取り組みたい内容や課題（ワークシートより）
 - <論点 1> 不登校児童生徒の「学校外での学び」への支援の仕組みづくりの現状
 - ・不登校児童生徒支援の総合的な拠点として、相談機能や個の状況に応じた学びをサポートする役割をもつ教育支援センターを開設。
 - ・夜間の時間帯での「中間教室」を開設。
 - ・市内各地域の公民館等に「中間教室」の分室を設置し、自宅から近い分室へ通室。
 - ・教育支援センターに ICT 環境を整備し、センターから自宅へ学習支援を実施。
 - ・地域の交流センターで地域おこし協力隊員と体験活動等実施。
 - ・福祉部局と連携し、就学援助等受けている家庭に対して、不登校傾向児童生徒等の学習支援を実施。
 - <論点 2> 仕組みづくりとして取り組みたい内容（※抜粋）
 - ・学校において支援会議を進めていくなかで、本人や家庭から学校外での学びの希望があった場合は、教育委員会と学校が情報を共有しながら支援していきたい。
 - ・学校内にある相談室や校内中間教室のありかたを再検討し、その子にあった学習ができる方向性を探りたい。
 - ・各個人にあった効果的なオンライン授業内容および配信方法について取り組みたい。
 - ・子どもの居場所として、学校にこだわらず乗馬や陶芸教室など、柔軟に対応することを心がけて取り組みたい。
 - ・地域資源を活用した学びの仕組みづくりの推進に可能性を感じる。具体的に動ける人材と時間を確保することが課題となる。
 - ・NPO 法人の利用については出席扱いとしているが、学習評価ではさらに丁寧な連携が必要である。

< 不登校支援モデル全体図 >



< 事業スケジュール >



めざす姿

不登校児童生徒の「まなび」が保障され、地域の教育資源として社会的に認知されたフリースクール

事業の目的

市町村・学校と連携し、専門的な人材を活用したまなびの充実を図る

取組の内容

R4予算額 3,400千円

- ①専門的人材活用に対する経費を支援 (1,200千円)
(県内4地区各1施設。同施設で3年間実施)
・専門性のある外部講師等の活用に係る経費を補助
・不登校児童生徒のニーズは不登校支援コーディネーターと連携して把握
- ②ICT等活用した学習に要する経費を支援 (2,000千円)
(県内フリースクール1施設1回限り)
・フリースクールにおける環境整備に要する経費を補助
・学校と連携し、ICT等を活用した学習支援や学習評価等の仕組みづくりを行う
- ③不登校児童生徒の支援者のつどいを開催 (200千円)
(県内2地区で開催)
・地域の支援関係者の連携づくり
・不登校支援モデルの効果の普及

事業の効果

- ◎不登校支援コーディネーターとの連携などにより、これまでできなかったまなびやプログラムを提供することで児童生徒の成長を実感
⇒積極的な運営に対する意欲が向上、まなびの充実
- ◎不登校支援モデルを通して作成する「不登校児童生徒の学びのサポートガイド」を参考に学校とフリースクールが積極的に連携
⇒不登校児童生徒への理解促進、子どもの学習や活動に対する意欲が向上

学習評価について

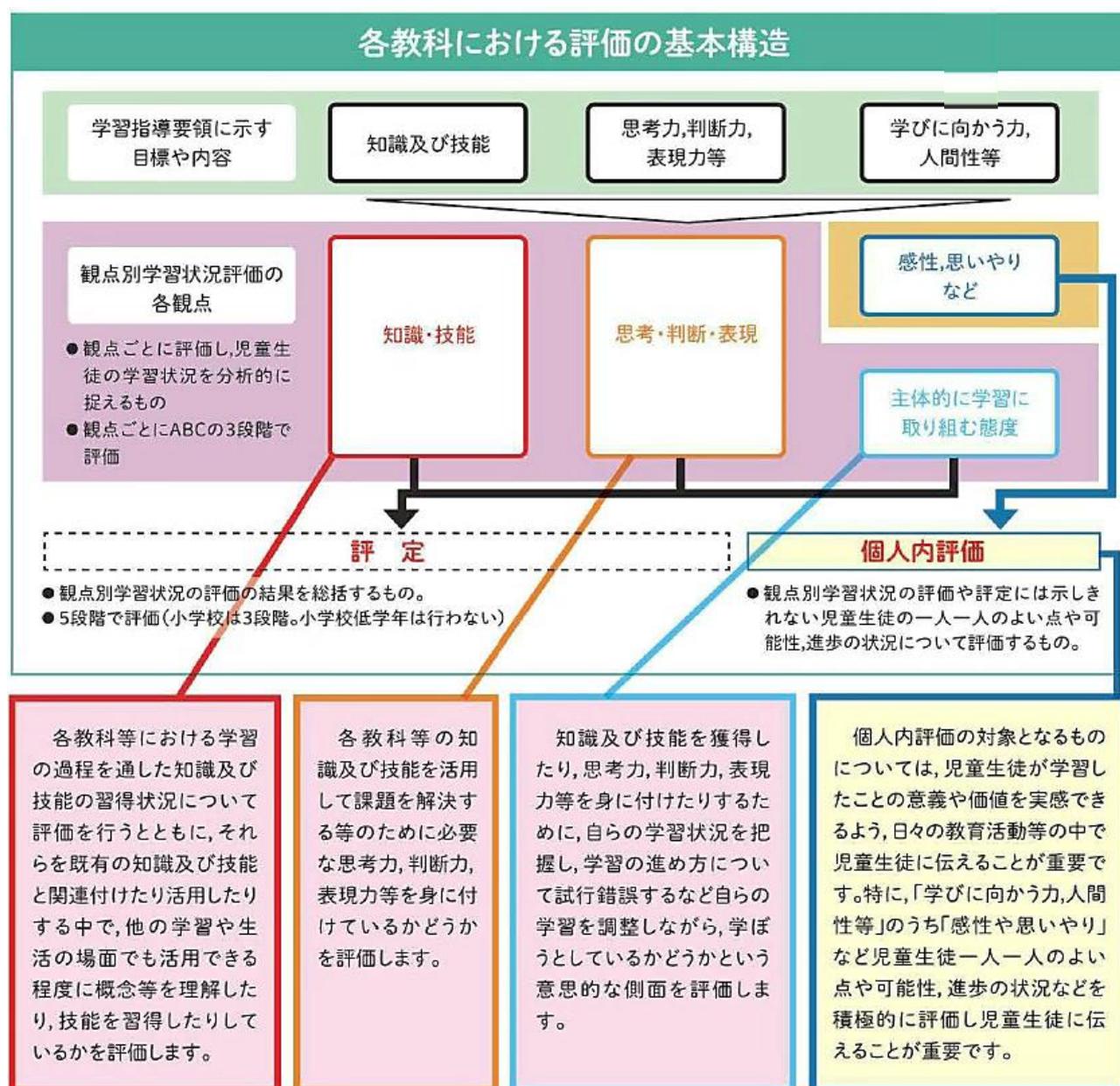
学びの改革支援課

1 「学習評価」の目的

学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものである。「児童生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするためにも、学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。

2 各教科における評価の基本構造

平成29年改訂で、学習指導要領の目標及び内容が資質・能力の三つの柱で再整理されたことを踏まえ、各教科における観点別学習状況の評価については、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理されている。



3 評価を行う場面や頻度について

学習評価については、日々の授業の中で児童生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことに重点を置くことが重要である。したがって、観点別学習状況の評価の記録に用いる評価については、毎回の授業ではなく原則として単元や題材など内容や時間のまとまりごとに、それぞれの実現状況を把握できる段階で行うなど、その場면을精選することが重要である。

4 具体的な評価方法

① 「知識・技能」の評価

ペーパーテスト（事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスなど工夫する）、児童生徒が文章により説明するなど各教科等の内容の特質に応じて実際に知識や技能を用いる場面を設ける など

② 「思考・判断・表現」の評価

ペーパーテストのみならず、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作や表現等の多様な活動を取り入れたり、それらを集めたポートフォリオを活用したりする など

③ 「主体的に学習に取り組む態度」の評価

ノートやレポート等における記述、授業中の発言、教師による行動観察や、児童生徒による自己評価や相互評価等の状況を教師が評価を行う際に考慮する材料の一つとして用いること など
その際、各教科等の特質に応じて、児童生徒の発達の段階や一人一人の個性を十分に考慮しながら、「知識・技能」や「思考・判断・表現」の観点の状況を踏まえた上で、評価を行う必要がある。

5 各教科の学習の記録

児童生徒の各教科の学習の状況は、児童生徒の学習の状況を総合的に把握し、記録する必要がある。指導要録への各教科の評価の記録については、「観点別学習状況」の評価を基本として、それらの評価を総括した数値を示す「評定」を併用する。各教科の学習について総合的に見た児童生徒の特徴及び指導上留意すべき事項は、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に記述する。

6 観点別学習状況の評価の評定への総括

評定は、児童生徒がどの教科の学習に望ましい学習状況が認められ、どの教科の学習に課題が認められるのかを明らかにすることにより、教育課程全体を見渡した学習状況の把握と指導や学習の改善に生かすことを可能とするものである。

評価に対する妥当性、信頼性等を高めるために、あらかじめ総括の仕方を各学校において決めておく必要があり、各学校では観点別学習状況の評価の観点ごとの総括及び評定への総括の考え方や方法について共通理解を図り、児童生徒及び保護者に十分説明し理解を得ることが大切である。

7 特別の教科道徳、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間、特別活動についての評価

特別の教科道徳、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間、特別活動についても、学習指導要領で示したそれぞれの目標や特質に応じ、適切に評価する。なお、道徳科の評価は、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにする必要がある。

評価に係るアンケート調査について

心の支援課、次世代サポート課

1 【学校長対象】不登校児童生徒の出席扱いに係るアンケート (R3.8月実施/308人回答/回答率58.6%)

- | |
|---|
| <p>1 趣旨
校長が、不登校児童生徒の出席扱いを判断する際にどのような課題があるかを調査。</p> <p>2 方法
文部科学省が示す以下の通知の要件について、判断に迷った状況を選択し具体事例を記入。
※通知名：文部科学省「不登校児童生徒への支援のあり方について（通知）」
別記1「義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」の4要件
別記2「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」7要件</p> |
|---|

〈学習活動の成果を評価に反映する場合に迷った主な事例〉

- ・出席についてはさほど迷うことはないが、評価については難しさを感じる。集団不適應で、「人に慣れる」「環境に慣れる」段階から短時間登校をしている場合、少しずつ教科学習を入れながらかわり始めたとき、その内容について何をどこまで評価するか。(在籍学年の内容と適合していない場合もあるが。教職員でも考え方が分かれ、校内での規準が持ちにくい)
- ・ホームスクーリングを保護者が行っているため、必ずしも学年相応の学習をしているわけではなく、学習活動の成果をどのように評価すればよいのか困っている。
- ・一方的に授業を流すことは可能だが、それで成績や評価を付けることは難しい。不登校支援の塾等でも、全ての教科について教育課程に沿った授業がなされているわけでもないなので、評価が難しい。
- ・子どもの学習する場面や他と関わる中で学びを深める姿をとらえることが難しい。
- ・不登校傾向の生徒の登校回数が少ないにも関わらず、評価に反映させることに迷いが生じること。
- ・教科ごとに出席日数によって成績が一部つけられるものとアスタリスクになるものがあり、渡す際に、本人、保護者への丁寧な説明が必要であることについて職員と共通理解を図る際、職員によって見解の相違があり悩むことがあった。
- ・評価ができる教科とできない教科がある。
- ・家庭や生徒が期待する、「評定をつける」という評価は難しい。
- ・ICTを利用して授業や学活を行うことは出席扱いとしているが、普通に通学している生徒と同じ評価基準で学習活動を評価してよいものか、判断に苦慮した。

2 【フリースクール等民間施設対象】◆「民間施設での子どもたちの学びにおける在籍校での学習評価についてのアンケート (R4.6月実施/11施設回答/回答率52%)

- | |
|--|
| <p>1 趣旨
民間施設での子どもたちの学びにおける在籍校での評価についての現状を把握。</p> <p>2 方法
民間施設での子どもたちの学びについて、在籍校との情報連携や在籍校での評価、学習評価に係る在籍校への要望について具体を記入。</p> |
|--|

(1) 民間施設での子どもたちの学びについて、在籍校（あるいは教育委員会）における把握状況

※複数回答

- ① 民間施設と定期的に子どもたちの学びの状況を情報交換している (9)
- ② 保護者と定期的に子どもたちの学びの状況を情報交換している (9)
- ③ ①②以外の方法で子どもたちの学びの状況を把握している (1)
- ④ 子どもたちの学びの状況を把握していない (2)

<具体>

- ・隔月程度で行われる支援会議の際に、各小中学校において、担任・教頭・SSW・保護者との懇談。日頃の施設での様子・本人の特長・学習の進捗などを踏まえ、状況を報告している。
- ・毎月終わりに集計し、月初に来校日数の報告を電話にて。その後月1で状況報告書(来校日の学習内容及び各科目担当のコメント)・面談報告書を持って、教頭または担任と在籍校にて情報交換。
- ・子どもの学びの状況についての状況把握は、市町村によって違いが大きい。また「頻度、メンバー、内容、場所」については、子どもや学校によって違いが大きい。

(2) 在籍校の学習評価について、子どもの自己肯定感や社会的自立に向けた意欲を高めるために、参考になる取り組み

- ・連携する A 中学校では、当法人の活動で使用する実験用具や教材などの貸し出しをいただける。利用記録を毎月学校に提出し、出席認定の他、テストなどの評価を、通知表に所見を記入してくれ、生徒保護者が喜んでいる。
- ・当施設の文化祭に足を運び、その子の頑張っている様子を通知表や高校への調査票に書いてくれた先生もいたことで、安心して高校受験に挑んで合格することができたケースがある。
- ・B 中学校ではスクールで作成した工作物を確認し、通知表には創意工夫を評価する文章があった。
- ・どの生徒も登校日数としてカウントしていただいている状況ではあるが、その記載内容や、通知表は見たことがなく、提出している状況報告書が評価につながっているという確認はされていない。

(3) 学習評価に係る在籍校への要望

- ・本人、保護者への、学校から口頭で頑張りをたたえる言葉などはよく聞かれるが、文科省からの通知に基づき、文字で残すことを教員一人一人がきちんと理解し、行動に移してほしいと考える。
- ・在籍校によって差がある。子どもの姿や学びを共有しようとする学校と積極的ではない学校があることが現状。調査書についてはフリースクールの学びも記述してもらえるとありがたい。
- ・民間施設にお任せすればよい、と感じられるほど在籍校の無関心さを感じることもある。預けること自体が手立てになってしまっている様子。
- ・子どもが生活している場所での育ちを見聞きし、子どもの育ちと思いを的確に把握することにより子どもを中心とした評価をすることに努めてほしい。まずは「観点別学習状況 評価の各観点」から評定をするという考え方から離れることが肝要と言える。

長野県立高校入試について

～令和4年度長野県立高等学校入学者選抜要綱から抜粋～

心の支援課

前期選抜

選抜の資料

- ・最終在籍学校長から提出された調査書の内容及び志願者に対し実施する面接
- ・志願理由書又は自己PR文、作文又は小論文及び実技検査のうちから志望高等学校長が定めたもの
(例)

A 高校(全日制普通科)

<募集の観点より抜粋>

基本的な生活習慣と学習習慣が身についている生徒で、本校を強く志望し、次のいずれかに該当する者

- ① 5教科の成績が優れており、四年制大学などへの進学を目指して継続的に努力をする強い意志を持つ者
- ② 中学時代に本校にある部活動や生徒会活動の実績を有し、入学後も学習活動はもちろんのこと、それらの活動を継続させる強い意志を持つ者

B 高校(定時制普通科)

<募集の観点より抜粋>

「学ぶ姿勢や学ぼうとする意思があり、学習に意欲的に取り組めること」

「社会や学校のルールを遵守できること」

- ① 大集団での学習活動になじめず、不登校等の理由で中学校までの学習は必ずしも十分とはいえないという場合でも、高校で学習したいという自発的で強い意欲をもっていること
- ② 省略

後期選抜

入学者の選抜

- ・選抜は、調査書、学習成績一覧表、学力検査の成績等を資料とし、高等学校の教育を受けるに足る能力と適性等を判定して行うものとする。なお、高等学校長は、面接、志願理由書若しくは自己PR文、作文若しくは小論文又は実技検査を選抜の参考資料とすることができる。
- ・調査書は、各教科の学習の記録のみにとらわれず、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録、行動の記録並びに総合所見及び指導上参考となる諸事項等を総合して選抜の資料とする。
- ・志願者が目標に準拠した評価による評定が不可能な生徒であるときは、当該中学校所定の方法により評価するものとし、備考欄に説明を付けること。

- ・教科の成績については、調査書の必修教科の評定と学力検査結果との相関図を次の方法により右図を参考にして作成し、調査書の記載事項と併せて選抜の資料とする。
- ・学科ごとに、受検者全員について、調査書に記載されている中学校第3学年の必修教科の評定合計値(最高45点)を縦軸、学力検査成就率合計値(最高500点)を横軸とする相関図を作成する。
- ・高等学校長は、必要がある場合は、調査書等の記載事項について、最終在籍学校長から、更に詳細な報告を求めることができる。

